

事務連絡
令和2年2月9日

各 { 都道府県
特別区
保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）が施行されたところです。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の医療機関について下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

なお、今回の依頼に関しては、新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一部の地域で一時的に多数報告されていること等を踏まえた暫定的な依頼であり、平時における感染症対策に及ぶものではないことを申し添えます。

記

- 1 指定令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととなっているが、法第19条第1項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっていること。

- 2 具体的に、新型コロナウイルス感染症の患者等を医療機関に搬送する場合、以下の点につき留意すること。
 - ①法第19条第1項ただし書に該当する場合であっても、基本的には、感染症指定医療機関に搬送すること（ただし、感染症病床に入院させる必要はないこと。）
 - ②医療機関においては各地域の住民に対する感染症に関する医療を提供する必要があること等に鑑みて、新型コロナウイルス感染症患者等を感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させる場合、または、感染症指定医療機関以外の医療機関に搬送する場合については、下記の点が確保されていること。
 - ・個室に入院させることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症の診断が確定している患者においては、同一の病室で治療することも差し支えないこと
 - ・入院患者が使用するトイレが他の患者等とポータブルトイレ等の使用により共同使用ではないこと
 - ・その他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」（平成11年3月19日厚生省告示第43号）及び「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」（平成16年健感発各都道府県衛生主管部（局）長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参考にしつつ、適切に病床を確保すること

<参考>

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」（平成11年3月19日厚生省告示第43号）
- 「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」（平成16年健感発第0303001号各都道府県衛生主管部（局）長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知）



横浜港で検疫中のクルーズ船内で新たに確認された新型コロナウイルス感染症について

「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客については、新型コロナウイルスの陽性が確認された方を医療機関へ搬送していますが、別添厚生労働省発表資料のとおり、新たに陽性が確認された3名についても、医療機関へ搬送しました。

別添資料：厚生労働省記者発表資料

問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部健康危機管理課

課長 森 電話 045-210-4790

感染症対策グループ 橋本 電話 045-210-4791

報道関係者 各位

令和2年2月8日（土）

【照会先】

厚生労働省

医薬・生活衛生局検疫所業務管理室

検疫業務管理室長 大重 修一（内線 2461）

室長 補佐 石田 恵一（内線 2463）

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長 梅田 浩史（内線 2389）

係 長 山田 大悟（内線 2387）

（代表電話）03(5253)1111

横浜港で検疫中のクルーズ船内で確認された 新型コロナウイルス感染症について（第4報）

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、海上において検疫を実施中ですが、新たに新型コロナウイルスに関する検査結果が判明した6名のうち、3名について新型コロナウイルスの陽性が確認されました。既に医療機関に搬送され入院しています。陽性が確認されたのは、合わせて279名中64名となりました。